様式第1号その1（第９条関係）

土砂等の盛土等に係る土地使用同意書

　土砂等の盛土等の許可の申請をしようとする者（　　　　　　　　　　　　　　　　）の行う土砂等の盛土等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の所在地及び地番 | 地目 | 登記簿上の地積（㎡） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　また、同意の前提として、上記の土砂等の盛土等の許可の申請をしようとする者から、次の事項について　　　　　　年　月　日に説明を受け、その内容を確認しました。

①　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　土砂等の盛土等の目的

③　盛土等区域の位置

④　土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ

⑤　土砂等の盛土等に使用される土砂等の量

⑥　土砂等の盛土等の期間

⑦　土砂等の盛土等の施工を管理する者の氏名

⑧　土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画

※土砂等の盛土等が当該盛土等区域外への搬出を目的として行われるもの（一時堆積）の場合は、上記①から④まで及び⑥から⑧までのほか、以下の事項が必要です。

⑨　年間の土砂等の盛土等に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量

　ここに同意したことを証するため、署名します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　土地の所有者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名に代えて記名押印を行うことができる。

【同意に当たっての留意事項】

１　土砂等の盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。

(1)　土砂等の盛土等が行われている間、少なくとも３月に１回、当該盛土等の施工状況を確認すること。

(2)　(1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。

(3)　盛土等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。

２　１(1)の確認又は１(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者が、災害の発生の防止等に必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。

３　２の命令に違反した土地の所有者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

|  |
| --- |
|  長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（抜粋）（盛土等区域の土地の所有者の同意）第９条　前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、同条の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第１項の規定によるものである場合にあっては同項第１号から第８号までに掲げる事項について、同条第２項の規定によるものである場合にあっては同項第１号及び第２号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）　第25条　第９条（第19条第３項及び第20条第３項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。２　第９条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第８条の許可又は変更の許可の内容（第９条の同意をした場合におけるものに限る。次条第１項第１号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。　（土地の所有者に対する勧告及び命令）第26条　知事は、第22条（第２項を除く。）の規定による命令（土砂等の盛土等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の盛土等について第９条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。1. 前条第１項の規定による確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第８条の許可又は変更の許可の内容と明ら

かに異なる土砂等の盛土等が行われていた場合に限る。）1. 前条第２項の規定による報告を怠った者

２　知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。　第38条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。1. 第26条第２項の規定による命令に違反した者

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）第17条　条例第25条第１項の施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る盛土等区域において、少なくとも３月に１回、行わなければならない。1. 当該施工の状況が条例第９条（条例第19条第３項及び条例第20条第３項において準用する場合を含む。）の規定による説

明を受けた内容に相違していないこと。1. 当該盛土等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

２　前項の場合において、当該盛土等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第25条第１項の土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。 |

様式第1号その2（第９条関係）

土砂等の盛土等に係る土地使用同意書（変更の許可）

　土砂等の盛土等の変更の許可の申請をしようとする者（　　　　　　　　　　　　　　　　）の行う土砂等の盛土等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の所在地及び地番 | 地目 | 登記簿上の地積（㎡） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　また、同意の前提として、上記の土砂等の盛土等の変更の許可の申請をしようとする者から、次の事項について　　　　　年　　月　　日に説明を受け、その内容を確認しました。

①　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　変更の内容及びその理由

　ここに同意したことを証するため、署名します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　土地の所有者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名に代えて記名押印を行うことができる。

【同意に当たっての留意事項】

１　土砂等の盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。

(1)　土砂等の盛土等が行われている間、少なくとも３月に１回、当該盛土等の施工状況を確認すること。

(2)　(1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。

(3)　盛土等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。

２　１(1)の確認又は１(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者が、災害の発生の防止等に必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。

３　２の命令に違反した土地の所有者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

|  |
| --- |
| 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（抜粋）（盛土等区域の土地の所有者の同意）第９条　前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、同条の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第１項の規定によるものである場合にあっては同項第１号から第８号までに掲げる事項について、同条第２項の規定によるものである場合にあっては同項第１号及び第２号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。（変更の許可等）第19条　第８条の許可を受けた者は、当該許可に係る第11条第１項各号又は第２項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。 ２　前項の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 1. 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2. 変更の内容
3. その他規則で定める事項

３　第９条、第10条、第13条及び第14条の規定は、変更の許可について準用する。この場合において、第９条中「当該申請が、第11条第１項の規定によるものである場合にあっては同項第１号から第８号までに掲げる事項について、同条第２項の規定によるものである場合にあっては同項第１号及び第２号」とあるのは「第19条第２項各号」と、第10条第１項中「次条第１項又は第２項」とあるのは「第19条第２項」と読み替えるものとする。 ４　第８条の許可を受けた者は、第１項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、その旨その他規則で定める事項を知事に届け出るとともに、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に通知しなければならない。（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）　第25条　第９条（第19条第３項及び第20条第３項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。２　第９条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第８条の許可又は変更の許可の内容（第９条の同意をした場合におけるものに限る。次条第１項第１号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。　（土地の所有者に対する勧告及び命令）第26条　知事は、第22条（第２項を除く。）の規定による命令（土砂等の盛土等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の盛土等について第９条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。1. 前条第１項の規定による確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第８条の許可又は変更の許可の内容と明ら

かに異なる土砂等の盛土等が行われていた場合に限る。）1. 前条第２項の規定による報告を怠った者

２　知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。　第38条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。1. 第26条第２項の規定による命令に違反した者

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）第17条　条例第25条第１項の施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る盛土等区域において、少なくとも３月に１回、行わなければならない。1. 当該施工の状況が条例第９条（条例第19条第３項及び条例第20条第３項において準用する場合を含む。）の規定による説

明を受けた内容に相違していないこと。1. 当該盛土等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

２　前項の場合において、当該盛土等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第25条第１項の土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。 |

様式第1号その3（第９条関係）

土砂等の盛土等に係る土地使用同意書（譲受けの許可）

　土砂等の盛土等の譲受けの許可を申請しようとする者（　　　　　　　　　　　　　　　　　）の行う土砂等の盛土等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の所在地及び地番 | 地目 | 登記簿上の地積（㎡） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　また、同意の前提として、上記の土砂等の盛土等の譲受けの許可を申請しようとする者から、次の事項について　　　　　年　　月　　日に説明を受け、その内容を確認しました。

1. 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第８条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあ

っては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

　ここに同意したことを証するため、署名します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　土地の所有者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名に代えて記名押印を行うことができる。

【同意に当たっての留意事項】

１　土砂等の盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。

(1)　土砂等の盛土等が行われている間、少なくとも３月に１回、当該盛土等の施工状況を確認すること。

(2)　(1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。

(3)　盛土等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。

２　１(1)の確認又は１(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者が、災害の発生の防止等に必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。

３　２の命令に違反した土地の所有者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

|  |
| --- |
| 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（抜粋）（盛土等区域の土地の所有者の同意）第９条　前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、同条の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第１項の規定によるものである場合にあっては同項第１号から第８号までに掲げる事項について、同条第２項の規定によるものである場合にあっては同項第１号及び第２号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。（譲受けの許可）第20条　第８条の許可を受けた者から当該許可に係る事業を譲り受けようとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。 ２　前項の許可（以下「譲受けの許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 1. 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2. 第８条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
3. その他規則で定める事項

３　第９条及び第13条の規定は、譲受けの許可について準用する。この場合において、第９条中「当該申請が、第11条第１項の規定によるものである場合にあっては同項第１号から第８号までに掲げる事項について、同条第２項の規定によるものである場合にあっては同項第１号及び第２号」とあるのは、「第20条第２項各号」と読み替えるものとする。４　譲受けの許可を受けて事業を譲り受けた者は、当該事業に係る第８条の許可を受けた者の地位を承継する。（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）　第25条　第９条（第19条第３項及び第20条第３項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。２　第９条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第８条の許可又は変更の許可の内容（第９条の同意をした場合におけるものに限る。次条第１項第１号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。　（土地の所有者に対する勧告及び命令）第26条　知事は、第22条（第２項を除く。）の規定による命令（土砂等の盛土等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の盛土等について第９条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。1. 前条第１項の規定による確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第８条の許可又は変更の許可の内容と明ら

かに異なる土砂等の盛土等が行われていた場合に限る。）1. 前条第２項の規定による報告を怠った者

２　知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。　第38条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。1. 第26条第２項の規定による命令に違反した者

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）第17条　条例第25条第１項の施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る盛土等区域において、少なくとも３月に１回、行わなければならない。1. 当該施工の状況が条例第９条（条例第19条第３項及び条例第20条第３項において準用する場合を含む。）の規定による説

明を受けた内容に相違していないこと。1. 当該盛土等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

２　前項の場合において、当該盛土等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第25条第１項の土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。 |